

北海道労働審議会条例

(昭和28年1月7日条例第19号)

[北海道条例の整備に関する条例第86条による改正]

平成21年3月31日条例第15号

(設置)

第1条 労働関係の安定と労働問題の適正な解決を通じて産業の振興、総合開発の推進及び民生安定等の実を挙げ、もってわが国経済の興隆に寄与するよう労働施策の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道労働審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第91条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、労働施策に関し、知事の諮問に応じ調査審議して答申する外、必要に応じ意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び労働問題に関し学識経験ある者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が委嘱されるまでは、引き続いてその職務を行う。

5 知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解嘱することができる。

(会長及び会長代理)

第4条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長及び会長代理は、学識経験ある者である委員のうちから、審議会において選挙する。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(部会)

第5条 審議会に、港湾労働部会、石炭鉱業離職者対策部会及び職業能力開発部会を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、部会を置くことができる。

(特別委員)

第6条 特定の事項について調査審議するため、審議会に特別委員を置くことができる。

2 前項の特別委員は、審議会の推薦により、知事が任命し、又は委嘱する。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるものの外、必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和27年9月1日から適用する。
- 2 この条例施行の際、北海道労働審議会規程（昭和27年北海道告示第618号）による審議会の委員たる者は、引き続きこの条例の規定による審議会の委員の職にあるものとし、その任期は、任命又は委嘱の日から起算する。

附 則（昭和29年1月7日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和32年8月1日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年7月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第60号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - （1）北海道港湾労働審議会条例（昭和35年北海道条例第41号）
 - （2）北海道石炭鉱業離職者対策協議会条例（昭和35年北海道条例第52号）

附 則（平成14年3月29日条例第28号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 北海道職業能力開発審議会条例（昭和34年北海道条例第42号）は、廃止する。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

- 1 この条例は、交付の日から施行する。（後略）